

## 船橋市軽自動車税(種別割)の課税取消しに関する事務取扱基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、軽自動車税(種別割)の課税客体となる原動機付自転車、小型特殊自動車(以下、「原動機付自転車等」)、軽自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)が滅失、解体、用途廃止、所在不明等により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第15条の規定による抹消登録又は船橋市市税条例第87条第3項の規定による申告がなされていない場合において、課税の適正化と事務の効率化を図るために行う課税取消しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税取消しの対象範囲)

**第2条** 課税取消しの対象となる軽自動車等及び原動機付自転車等は、次に掲げるとおりとする。なお、軽自動車等においては課税取消しの手続き前に、所有者または納税義務者が軽自動車検査協会及び陸運事務所に、事情により登録上の廃車手続きが取れないことを確認する必要がある。

- (1) 解体し、再び運行の用に供する機能を回復する見込みがないもの
- (2) 事故、災害等により軽自動車等の機能を滅失したもの又は損壊、老朽化等により、修繕等をしても再び運行の用に供する機能を回復する見込みがないもの
- (3) 盗難及び詐欺により納税義務者が占有していない事実が確認されたもの
- (4) 破損等により、装置のほとんど又は主要部分(原動機等)が著しく破損し、運行の用に供することができないと認められるもの
- (5) 原動機付自転車等において売買若しくは譲渡をしたが、所有権移転等の手続きが行われず、取得者と連絡がとれないため、原動機付自転車等の所在が不明のもの、又は所有者による長期にわたる放置等のため、原動機付自転車等の所在が不明となったもの
- (6) 軽自動車税(種別割)申告書を市で受理しておらず、課税客体の実態と不一致が生じている場合。

(課税取消しの申立)

**第3条** 前条第1号から第4号及び第6号の規定により課税取消しを受けようとする者は、軽自動車税(種別割)申立書(様式第1号)に、解体証明書(様式第2号)等の取消事由の証明できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、課税取消しを受けようとする者が、取消事由の証明ができる書類等の添付ができない場合において、徴税吏員の調査により課税取消しの事由が発生した日が確認できる場合は、この限りでない。

(調査)

**第4条** 徴税吏員は、前条により軽自動車税(種別割)申立書が提出された場合又は軽自動車等及び原動機付自転車等が第2条各号のいずれかに該当すると認められた場合は、納税義務者に対しての聞き取り調査又は軽自動車等及び原動機付自転車等の実態について調査を行い、現状調査書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(課税取消しの決定)

**第5条** 市長は、前条の現状調査書により課税取消しを行うことが適当と認めるときは、所定の手続きにより決定するものとする。

(課税取消しの通知)

**第6条** 前条の規定により、課税取消しとなされた場合、市長は軽自動車税(種別割)決定通知書(様式第4号)を所有者または納税義務者の求めに応じ、送付することができる。

(課税取消しの始期等)

**第7条** 課税取消しの始期は、前条の課税取消決議の日の属する年度の翌年度からとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課税取消しの始期は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 解体証明書の取消事由の証明できる書類又は徴税吏員の調査により、車両が解体された事実の発生した日が確認できる場合、当該事実の発生した日の属する年度の翌年度とする。
  - (2) 船橋市軽自動車税(種別割)の課税保留事務取扱基準第11条に基づいた場合は当該基準に基づくものとする。

(課税の復活)

**第8条** 第5条の規定により課税取消しを決定した後において、課税取消しの事由が消滅した場合は、課税取消しの決定を取り消し、課税取消し期間に係る軽自動車税(種別割)について遡って課税することとする。

- 2 前項の消滅した課税取消しの事由が、盗難その他納税義務者の責に帰することができない場合については、前項の規定にかかわらず、当該事由が消滅した日の属する年度の翌年度以降の軽自動車税(種別割)から課税するものとする。

**附 則**

この基準は、平成26年12月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号

軽自動車税(種別割)申立書

年 月 日

船橋市長                   あて

申立者(納税義務者) 住所(所在地) \_\_\_\_\_  
氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_

代 理 人                   住所(所在地) \_\_\_\_\_  
氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_

標識番号		車名	
車体番号			
所有者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
定置場			
備考			

この車両は下記の理由により                   年 月 日に  
なっていることに相違ありません。

【理由】.....  
.....  
.....  
.....

※上記の記入、印鑑押印のうえ、ご返送してください。理由欄には、申し立てる内容をなるべく詳しく記入していただくようお願いいたします。

様式第2号(第3条関係)

解体証明書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 \_\_\_\_\_  
所有者 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
住所 \_\_\_\_\_  
使用者 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

標識番号	
車名	
車体番号	
理由	上記自動車を 年 月 日に解体したことに相違ありません。  年 月 日 解体業者 (許可番号 第 号) 住所(所在地)  氏名(名称)  (印)

様式第3号(第3条関係)

現状調査書

調査日	年 月 日	標識番号		担当者	㊟
-----	-------	------	--	-----	---

該 当 者	氏名		性別	男女	生年月日	
	住所				個人コード	

家屋の状況	1、一戸建住宅 2、マンション 3、アパート 4、更地 5、その他( )				
表 札	1、本人名 2、他人名( ) 3、表札無 4、その他( )				
郵便物等 状 況	1、郵便物あり( ①所有者宛 ②所有者家族宛 ③その他 ) 2、郵便物なし				
不動産会社 管理会社・大家		連絡先	住所 電話番号		
居 住 状 況	1、廃屋状態 2、居住の確認出来ない 3、更地 4、電気メーターが止まっている 5、他人が居住( ) 6、新しい家が建っている 7、その他( )				
確 認 者	1、家主 2、管理人 3、不動産屋 4、隣人 5、新住人 6、その他 証言者( )				
確 認 内 容	1、居住の有無不明 2、現在誰も居住していない 3、転出(転出先 ) (転出時期 年 月頃) 4、証言は得られなかったが郵便物も返戻となっており居住の様子なし 5、その他特記事項				
担 当 者 所 見					

様式第4号(第6条関係)

船 市 税 第 号  
年 月 日

船橋市長



決定通知書

あなたの軽自動車税（種別割）を下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

年 度		通知書番号	
納税義務者	住 所		
	氏 名		
標 識 番 号		車 種	
年 税 額	決 定 前 の 税 額		決 定 後 の 税 額
備 考			

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての意義申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〒273-8501

船橋市湊町 2-10-25

船橋市役所 税務部 市民税課

047 (436) 2203